

駐車場の利用に関する Q&A

【利用時間・対象者について】

Q. 駐車場の利用時間は何時から何時ですか？

A. 駐車場の使用時間は、午前 0 時から午後 12 時まで（24 時間）です。

ただし、対象者ごとに原則として次の時間帯での利用となります。

- 県庁に用事のある方（来庁者）：原則として開庁日の午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
- 来庁者以外の方：原則として上記以外の時間帯（夜間など）および閉庁日（土日祝など）※ただし、長時間の駐車はできません。

Q. いつでも必ず駐車できますか？

A. いいえ、満車であるときや、災害の発生など管理上やむを得ないと認められるときは、駐車場の使用ができない場合があります。

【利用料金・精算について】

Q. 駐車料金はいくらですか？

A. 利用者によって異なります。

○来庁者：無料です。ただし、入庫時に交付された駐車券を、庁舎内に設置された認証機に通す必要があります。

○来庁者以外の方：1 時間につき 200 円です（1 時間に満たない端数があるときも 1 時間とみなされます）。

Q. 来庁者であれば、時間制限なく無料ですか？

A. いいえ、来庁者が使用する場合でも長時間の駐車はできないこととなっており、駐車時間が 8 時間を超えた場合は、その超えた時間分の使用料を納付しなければなりません。

ただし、庁舎管理責任者が特に認めた場合は、所定の場所に設置した認証機を再度通すことで、全額免除となることがあります。

Q. 認証機はどこにありますか？

A. 庁舎 1 階「県庁ふれあいセンター」、「南門監視室」及び 4 階「管財課」にあります。

Q. 精算はどのように行いますか？

A. 出庫時に料金精算機の所定の箇所に駐車券を入れ、表示された使用料を現金もしくはキャッシュレス決済などの方法で支払います。

Q. 認証機を通さずに支払った料金の還付は可能ですか？

A. 認証機を通さずに支払った料金の還付はできません。

【利用できる車両について】

Q. どのような車でも駐車できますか？

A. 対象となるのは普通自動車です。ただし、庁舎管理責任者が特に認めた場合を除き、次のサイズを超える車両は駐車できません。

- ・ 車両全長が 5 メートルを超える車両
- ・ 車両全幅が 1.9 メートルを超える車両
- ・ 最高車両高が 2.7 メートルを超える車両

【その他のルール・注意事項】

Q. 駐車場内で禁止されていることはありますか？

A. 次の行為は禁止されています。

- ・ 駐車枠以外の箇所への駐車
- ・ 駐車場内の施設、設備等の損傷・汚損
- ・ 火気の使用
- ・ みだりに騒音を発すること
- ・ 駐車場内での飲酒や宿泊
- ・ ごみ（ビン、缶、紙屑、吸い殻等）の投棄
- ・ 営業・演説・宣伝・募金・署名運動など

Q. 駐車する際に気をつけることありますか？

A. 駐車中は必ずエンジンを停止し、車から離れるときは窓を閉め、ドアとトランクを施錠して盗難防止に努めてください。また、貴重品、乳幼児、ペット等を車内に放置してはいけません。

Q. 駐車場で事故や盗難に遭った場合、補償はありますか？

A. 補償はありません。駐車場内において発生した自動車の盗難、損傷、使用者相互の紛争その他の事故について、県は一切その責任を負いません。万が一、施設や他の自動車等に損傷を与えたり事故が発生したりした場合は、直ちに警察に連絡するとともに、県の担当者（TEL：621－2057）まで連絡してください。